

奈良県告示第三百十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十年十一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
医療法人和幸会阪 奈中央病院	生駒市俵口町七四一番地	平成二十三年十月三十一日